

「教育データの利活用に係る留意事項」に関する 自己点検及び実態把握調査結果（令和6年12月24日公表）

資料2-1

調査の概要

- **目的**：各教育委員会において、**個人情報保護法の遵守等、個人情報の取扱い**について、改めて点検していただくとともに、実態を把握すること
- **調査対象**：教育委員会（都道府県、政令指定都市、市区町村、一部事務組合等）
- **調査期間**：令和6年7月16日～8月8日 ※令和6年8月27日までに回答されたデータをもとに集計（回収率98.2%）
- **調査内容**：教育データの利活用に当たり、個人情報保護法等の関係法令に基づき対応が必要な項目等について、対応状況を問うもの

※詳細は文科省HP参照

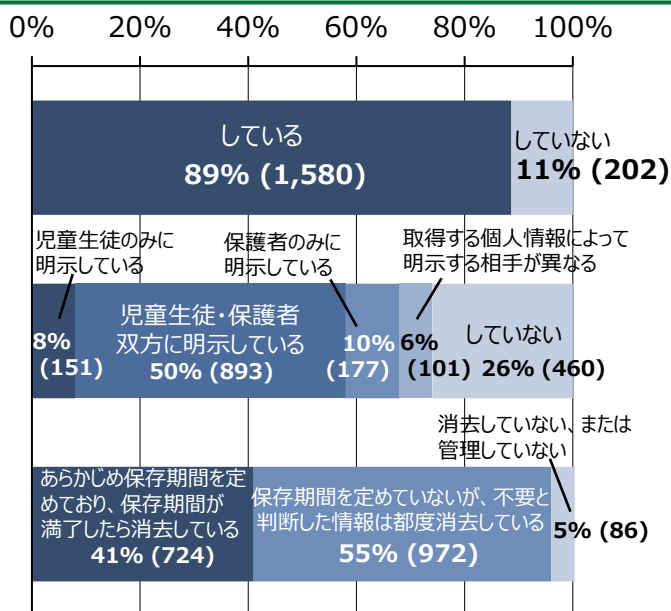


主な結果

①取得している個人情報の利用目的を特定していますか。

②取得している個人情報の利用目的を児童生徒や保護者に明示していますか。

③利用目的の達成のために不要となった個人情報は消去していますか。

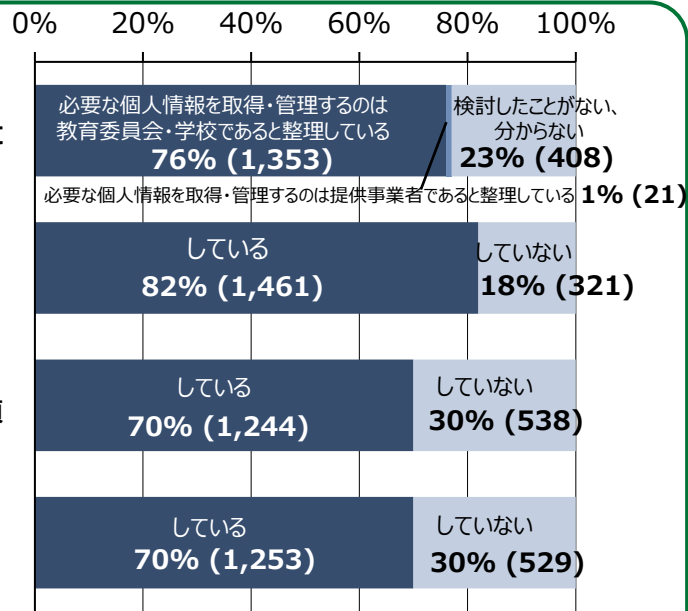


④学校教育において学習用ソフトウェア等（ツール）を導入する際、個人情報の取得・管理について、法的にどのように整理していますか。

⑤学校教育において学習用ソフトウェア等（ツール）を導入し個人情報の取扱いを外部に委託する場合や個人情報を外部に提供する場合、委託先や提供先での取扱いが適切になされるよう管理していますか。

⑥開示請求等が来た際の対応手順を整備していますか。

⑦漏えい等のインシデント発生時の手順を整備していますか。



(N=1,782)

対応状況・今後の予定

ポイント

- ✓ 教育委員会は、**個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取得・利用等**せねばならない。
- ✓ 民間のサービスを利用する際は、**民間における個人情報の取扱いも管理・監督**することが必要。（「**個人情報の取扱いの委託**」が望ましい）

● 事務連絡における適正な取扱いに関する周知徹底（令和6年12月調査公表時）、**教育委員会向け説明会**（令和7年1月）を実施

● 令和7年3月には、「**教育データの利活用に係る留意事項**」改訂、民間の学習用ソフトウェア等を利用する際に留意すべき点、教育委員会・学校に活用いただく研修資料の公表を予定